

墨田区心身障害者通所訓練所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行				
<p>付 則</p> <p>1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる通所訓練所の位置は、<u>墨田区心身障害者通所訓練所条例の一部を改正する条例（令和4年墨田区条例第 号）の施行の日から墨田区規則で定める日までの間は、第1条第2項の表の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="197 875 770 1032"><thead><tr><th data-bbox="197 875 458 925">名 称</th><th data-bbox="458 875 770 925">位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="197 925 458 1032">亀沢のぞみの家</td><td data-bbox="458 925 770 1032">東京都墨田区文花一丁目 32番7号</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	亀沢のぞみの家	東京都墨田区文花一丁目 32番7号	<p>付 則</p> <p>この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。</p> <p>〔新設〕</p>
名 称	位 置				
亀沢のぞみの家	東京都墨田区文花一丁目 32番7号				

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。